A，小糸南自治会の防災部組織と各部員の任務

防災部組織と各部員の任務は「小糸南自治会　防災部　規約」に基づく。

- **防災部長**
  - 防災部長は、防災部を代表し、防災部規約第3条の活動を主宰する。
    大規模地震発生時には 救急活動の必要判断と救援活動の指揮命令を行う。
- **防災副部長**
  - 部長を補佐し、部長に事故あるときはその任務の代行と防災部の会計役を担当する。
- **各ブロック防災部員（1ブロック～11ブロック）**
  - **救出救護班長**
    - 救出救護班は、平常時においては防災の普及活動、救出用資機材などの点検整備。
      大規模地震発生時には倒壊家屋などに閉じ込められた被災者の有無、行方不明者の救出活動、災害弱者の安全確保などを行う。
  - **救出救護副班長**
    - 副班長は、班長を補佐し、班長に事故あるときはその任務を代行する。
  - **情報収集班**
    - 大規模地震発生時に被害情報・救援要請情報の収集 及び
      小糸小学校避難施設からの生活情報伝達等、在宅被災者との間の情報収集・伝達を行う。
  - **避難施設運営班**
    - 大規模地震後に小糸小学校避難施設が開設した場合に
      小糸南自治会に割り当てられた職務を担当する。
  - **避難誘導班**
    - 大規模地震発生時に被災者安否確認と火災発生時などの状況により、広域避難場所への誘導を行う。
  - **食糧・物資受入班（避難誘導班が兼務）**
    - 小糸小学校避難施設運営委員会に対して必要支援物資の支給要請と受け入れを行う。